

学校職員の懲戒処分について

北海道教育委員会
令和元年（2019年）8月7日付
担当 教職員局 教職員課 服務管理グループ 内線35-208

番号	被 処 分 者	処分内容	事 案 の 概 要
1	十勝管内 高等学校 教 諭 男 性 (56歳)	懲戒免職	平成31年（2019年）1月、商業施設の駐車場において、管理職の許可なく電話やSNSでやり取りを行っていた女子生徒と自車内で繰り返し抱き合ったほか、当該生徒の唇に4、5回キスをした。
2	ホーツ管内 小学校 教 諭 男 性 (25歳)	懲戒免職	平成31年（2019年）2月、ホテルにおいて、18歳未満の女性と性行為を行った。 また、同年1月20日（日）から同月24日（木）にかけ、当該女性の使用するスマートフォンで撮影した当該女性の上半身が露出した状態等の性的な内容の画像を、LINEで自身の使用するスマートフォンに送信させ、当該画像を自身のスマートフォンに保存することにより、児童ポルノを製造した。
3	音更町 中学校 教 諭 男 性 (58歳) (事故当時：校長)	停職1か月	平成30年（2018年）4月から同年12月までの間、出張や病気休暇等により自校を離れた後、出張用務や通院等の前後に、勤務時間中であるにもかかわらず、パチンコを行うなど私的な行為を繰り返し、正当な理由なく勤務を欠いた。
4	日高管内 特別支援学校 教 諭 女 性 (27歳)	減給5か月 (給料の10分の1)	平成29年（2017年）10月21日（土）23時6分頃、自家用車を運転中、法定速度時速60キロメートルのところを時速91キロメートルで走行し、法定速度違反をしたが、当該違反の事実を報告していなかった。 また、平成29年（2017年）11月17日（金）21時45分頃、自家用車を運転中、法定速度時速60キロメートルのところを時速94キロメートルで走行し、法定速度違反をしたが、当該違反の事実を報告していなかった。